

第2章

ソフトウェア管理—その目的と必要性

第2章-【第1項】 **管理の実施によるメリット**

第2章-【第2項】 **ワンハードワンソフト、ソフトウェアライセンス**

第2章-【第3項】 **不正コピー使用防止とソフトウェア管理**

第2章-【第4項】 **本書におけるソフトウェア管理の内容**

皆さんの中には、もしかしたら「ソフトウェア管理をしても、本当にメリットがあるのか？」とお考えの方がおられるかも知れません。しかし、その様なことは決してありません。実施した組織にとっては、様々な効果的なメリットがあります。企業としての社会的信頼性やコーポレーションアイデンティティーの向上などのほか、実感できる効果として、資産の最適化による費用の削減があります。

- **ソフトウェア購入費の削減**
 - **コンピュータシステムの安定**
- それでは、それぞれのメリットの内容をみていきましょう。

● **ソフトウェア購入費の削減**

適切なソフトウェア管理を行うことで、ソフトウェアの購入費用を結果的に抑えることができます。

① **必要なソフトウェアと**

不要なソフトウェアを区別できます

ソフトウェアをリスト化し、使用状況を的確に把握できれば、その企業活動にとって、必要なソフトウェアとそうでないものが、自然に判別できるようになります。そのため、ソフトウェア管理によって、不要なソフトウェアのバージョンアップや新規購入を、適切なタイミングで抑制し、無駄な出費を行わないようにすることができます。

② **適切なライセンスによるコストダウン**

ソフトウェアの購入方法には、大きく分けて2つの方法があります。1つは、一般的に行われているインストールを行うコンピュータの台数分ソフトウェアを購入する方法（パッケージ購入方式）です。しかし、この方法では、何百台とコンピュータを利用している大きな企業などの経費負担が、深刻なものになってしまいます。しかし、ソフトウェア管理により、利用コンピュータの台数などが明確になっていれば、パッケージは1つだけ購入し、メーカーとのライセンス契約によってプラスアルファの費用を支払うことで、複数のコンピュータにインストールできる権限を取得する方法（ライセンス方式）が利用できます。この2つ目の方法を用いれば、コンピュータ1台あたりのソフトウェア購入経費が、グッとコストダウンできるのです。

そのためにも、常日頃からソフトウェア管理を徹底して行い、不正利用などを行わないことが、最終的には

企業にとってメリットとなるのです。

〈5ライセンス購入費用比較例〉

	パッケージ購入方式	ライセンス購入方式
ソフトウェアA	12,800円/1台	10,960円/1台
ソフトウェアB	28,300円/1台	23,600円/1台
ソフトウェアC	34,800円/1台	27,800円/1台

〈期待される効果—T社管理システム実行例〉

① **設備投資の削減**

ハード・ソフトの最適配置（不必要なハード・ソフトの購入抑制）
システム化による効果:全社設備投資の5%削減
設備投資額の削減効果:60百万円/年

② **管理コストの削減**

本来行うべきアイテム（データベースの的確なメンテナンスおよびハードスベックやインストールソフトの棚卸作業）を自動的に行うことによるコスト削減（省力）。
2.5H/年*4000台=10000H=63人月
管理コストの削減効果:50百万円/年

③ **定性的効果**

不正コピーに対する損害賠償および社会的制裁の防止
セキュリティ問題発生防止による当社イメージダウンの防止

③ **バージョンアップやサポートなどの**

メーカーサービスが積極的に活用できます

ほとんどのソフトウェアメーカーは、ライセンスを取得している正規ユーザーに対して、ソフトウェアサポートや低額でのバージョンアップサービスを行っています。これらを積極的に利用できれば、バージョンアップ時の経費を抑えたり、社内サポートの負担を減らすことで、人件費などのコストダウンが望めるのです。そのためにも正規ライセンスを得ることが大切になってきます。

● **コンピュータシステムの安定**

現在、すでに多くの企業が社内LANの導入によって、電子メールやデータベースの共有化をすることで、業務の効率化を図っていることでしょう。ところが、ソフトウェアによっては、企業のシステムとの相性が悪く、システム全体を不安定にしてしまうことがあります。その様なとき、ソフトウェア管理を実施し、使用状況を把握していれば、どのソフトウェアに問題があったかなどの原因説明が容易になるのです。そして、必要とされるソフトウェアを把握し、社内システムにおけるソフトウェアを標準化することで、システムの安定を一層高めることができます。

また、使用しているOSのセキュリティホールを解消するためのパッチなどの適用、コンピュータウィルスに対するワクチンソフトのパターンファイルのアップデートなどを行うことも、ソフトウェア管理を行うことで容易になります。

TIPS

■ プライバシーマークの取得、セキュリティポリシーの策定の際に
ソフトウェア管理を行うことは、プライバシーマークの取得や、セキュリティポリシーの策定を行う際に、必ず必要になります。

皆さんの会社には、コンピュータが何台ありますか？
近年のビジネスシーンにおいて、コンピュータは無く
てはならない物になりました。そして、社内にある
コンピュータは、ハードだけではもちろん何の役
にも立ちません。だから、皆さんがご利用のコンピ
ュータには、それぞれの仕事に必要な様々なソフト
ウェアがインストールされていることでしょう。
ソフトウェアメーカーからの許諾のことをライセンス
と呼んでいます。ほとんどの場合、**一つのパッケージ
につき一台のコンピュータ**がライセンスの対象とな
ります。つまり、企業や団体におけるソフトウェアの健全

使用とは、以下の式が守られているのか？と言うこと
になるのです。

$$\text{【ソフトウェアのインストール総数】} = \text{【ソフトウェアライセンス総数】}$$

ソフトウェアは著作権法で保護されており、上記の式
が破られるような使用は、不正コピー使用として禁
じられているのです。

企業および団体において、このようなソフトウェア
の不正使用が起きないために、**ソフトウェア管理**の重
要性がますます高まっています。もう「知らなかった」
ではすまされないのです。

TOPIC ① ソフトウェアの不正使用と著作権侵害の影響

組織ぐるみでの著作権侵害という違法行為を行った場合、その組
織の代表者は10年以下の懲役刑または1,000万円以下の罰金刑
(またはこれらの併科)に処せられます。組織が法人の場合には、
法人にも3億円以下の罰金刑が科せられます。この場合、民事的
には損害賠償の請求の対象となり(民法709条)、株式会社である場
合には、役員は株主代表訴訟を提起される可能性があります。(商
法266条5項、267条)

また、従業員が著作権侵害行為を行った場合でも、その従業員が
10年以下の懲役刑または1,000万円以下の罰金刑(またはこれ
らの併科)に処せられるだけでなく、組織が法人の場合には、法人

にも3億円以下の罰金刑が科せられます。さらに、従業員の著作権
侵害行為をそれと知りながら黙認していれば、上司も「共犯」とし
て刑事責任を問われる可能性があります。このように組織内で著作
権侵害行為が行われていた場合、それが発覚すれば、その組織は厳
しい法的な責任を負うことになります。企業の不祥事が多数発覚し
て社会問題となっている今日、企業の社会的信用の基盤として企業
の法令厳守(コンプライアンス)の姿勢が企業経営にとって不可欠
になっています。もし、不正コピーという「違法」行為が発覚すれば、
その組織の社会的信用は一気に低下してしまうのです。

事例【1】

1999年12月、不正コピーをしたソフトウェアを業務に使用し
ていた環境調査・アセスメント会社が、大手ソフトウェアメーカ
ー7社から、損害賠償および不正コピーソフトの破棄・使用中
止を求める訴訟を提起されました。この一件は、ビジネスソフト
ウェアの組織内不正コピーに対する日本で初めての訴訟として注
目されました。

2000年4月に和解が成立し、被告が原告7社のソフトウェア

を不正コピーして業務使用していたことを認めた上で、①不正
コピーしたソフトウェアの全面廃棄、②他に無断複製ソフトが存
在しないことの確認、③今後の同種事件の再発防止策の措置、
④将来使用するソフトウェア全部についての正規品購入が約
束され、さらに、⑤不正コピーしたソフトウェアのパッケージ希
望小売価格の合計を上回る金額を、過去の不正コピーに関す
る損害賠償金として支払うことが約束されました。

事例【2】

2001年5月、大手ソフトウェアメーカー3社が、大手司法試験
予備校を相手取って組織内でのソフトウェア不正コピーの損害
賠償を求めて東京地裁へ提起していた訴訟の判決が下されまし
た。裁判所は、大手司法試験予備校の著作権侵害を認め、合
計8,472万4000円の損害賠償金を支払うよう命じる判決を
下しました。

この大手司法試験予備校は、法曹界に多くの人材を輩出し、現

在も多数の受講生が法曹界を目指しており、自らも「高度知識
情報社会の先駆者」「法律文化の創造企業」を標榜していまし
た。このように社会的にも極めて高度の遵法精神や知的創作
物への尊重が期待されていた組織だけに、著作権の侵害とい
う「違法行為」が行われていたという事実は、センセーショナル
に取り上げられました。

事例【3】

2003年10月、ソフトウェアメーカー3社が、パソコンスク
ールとその経営者を相手取り、組織内におけるソフトウェアの不
正コピーの損害賠償を求めて大阪地裁に提起していた訴訟の
判決が下されました。

裁判所は、パソコンスクールの著作権侵害を認め、約4,000
万円の損害賠償支払いを命じました。
この判決のポイントは以下の3点です。

- パソコンスクールのみでなく、その経営者個人にも損害賠償
責任があると認められた。
- 実際にインストールされていたソフトウェアのみでなく、既に
消去されていたものについても、痕跡が残っていたものにつ
いては、インストールがあったものと認めた。
- 損害賠償額の算定基準額がメーカーの希望小売価格(定価
またはそれに準じるもの)が採用された。

上記3例のように、新聞やニュースで大々的に発表されるものは氷山の一角であり、実際には年間でおおよそ数
十件以上もの和解がなされている。

[ACCS会員より報告された企業内における不正コピー和解件数と和解金総額]

平成11年6月より平成23年3月までの 和解件数 **804件** 和解金総額 **9,546,990,156円**

もし組織内で不正コピーが行われていても「内部のことは外部に発覚しないから大丈夫」と考える人がいるかもしれません。

しかし、労働市場の流動化による従業員の離転職の増加や、インターネットの発達により誰もが情報発信者になりうる現在、自分のところだけは違法行為が発覚しないと、確信の持てる企業がどれぐらいあるのでしょうか？ 実際、ACCSには常に多くの組織内不正コピーに関する情報提供がありますが、その提供者のほとんどが、現在または過去にその組織に属したことのある人からの内部告発なのです。

つまり、大切なのは不正を隠すことではなく、不正コピー使用を行わない・行かせない企業努力なのです。

では、どうすればいいのでしょうか？

ソフトウェアの不正使用を防止する1つの答えが、今回ご提案させて頂く、**ソフトウェア管理の実施と徹底**なのです。

その目的は「**組織として不正行為は許さない、ということ**を明確にすることで、**組織内個々人の不正行為に対するモラルと意識の向上を促し、ソフトウェアコピーなどの不正行為を防止する**」ことです。

いくらソフトウェア管理を実施しても、組織ぐるみでの不正を黙認する体質が改善されないことには、まったく効果がありません。

まず、組織上層部や管理者自身が、ソフトウェア管理の必要性和目的を、重要なこととして考えることが大切なのです。



TOPIC ② うっかり!にご用心

「私は不正使用しない」「違法コピーなんてとんでもない」と考えている方も、知らず知らずのうちにソフトウェアの不正使用状態になってしまっている場合があります。わかり易い例を1つ上げるとすれば、ソフトウェアのバージョンアップ時に起きる問題でしょう。多くのソフトウェアの場合、バージョンアップした後も、互換性の問題などで暫くの期間旧バージョンも同時に使用しても良いことになってい

ます。しかし、原則として最終的には旧バージョンは削除しなければならないのです。バージョンアップした後にいつまでも同一のコンピュータに旧バージョンが入っていると、ソフトウェアの不正使用状態となるのです。悪気が無くてもついうっかり…このようなことを防ぐためにも、ソフトウェア管理の実施が大切なのです。

TOPIC ③ ある社員の悩み

右の文書は、つい最近ACCSIに寄せられたある社員の悩みです。ACCSIには日々このような電子メールや電話、手紙による告発・相談が寄せられています。これら告発者のほとんどが元社員や現社員による内部告発であることは言うまでもありません。不正行為は決して隠し通せるものではないのですね。



私は、Aグループ関連の開発、製造を業務としているA社という企業の社員です。

A社は、東京本社のほかに大阪、名古屋、福岡、札幌に支社を持ち、従業員は1200名、PCは一人一台で、MS-Office、一太郎、フォトショップ、駅すばあと、ウイルスバスター、筆まめ、AutoCAD LT等のソフトウェアを使用しています。

実は、このソフトウェアが業務という名目で何枚かのCD-Rにコピーされて部署内を転々としています。もちろん、そのCD-Rは違法インストールすることを目的としています。私の所属部署もそのCD-Rを使い回して違法インストールしています。

違法インストールを指示しているのは、T部長です。違法インストールについて、私はT部長に何度も指摘をしているのですが、全く聞いてもらえません。私の部署以外でも違法インストールは公然と行われ、会社もそれを知っています。このような状況を見るたびに、辛い思いをしています。

■ 本書のソフトウェア管理の考え方（策定方針）

①ソフトウェア管理の目的との関係

ソフトウェア管理を導入する目的は多岐（詳細は第2章-【第1項】～【第3項】を参照）にわたりますが、一般的に考えられる主な目的は次の通りでしょう。

- ① 従業員による不正コピー防止
（法令厳守による信用維持）
- ② ソフトウェアの購入費用を削減
 - 必要なソフトウェアと不要なソフトウェアを区別できる
 - 適切なライセンスによるコストダウン
 - メーカーサービスの積極的活用（バージョンアップ・サポートなど）
- ③ コンピュータシステムの安定

本書でご提案するソフトウェア管理についても、その目的が変わることはなく、①～③の目的を達成できるものでなくてはなりません。

しかし、管理のための負担があまりに大きくなっては、管理を継続的に遂行することが困難になってしまいます。（管理を途中でやめれば、当然ソフトウェア管理の目的を達成することは出来ません）

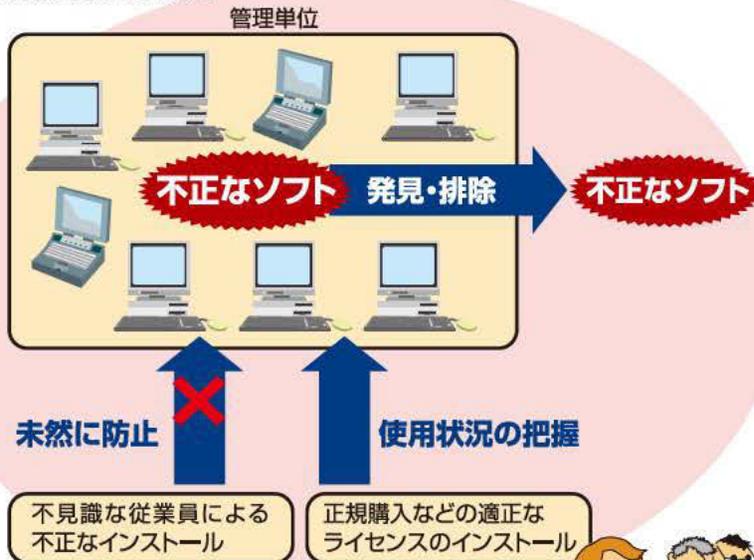
そこで本書では、著作権侵害を防止するなどの「ソフトウェア管理の効果」と「ソフトウェア管理の負担」とのバランスに配慮し、【インストール総数】が【ライセンス総数】を上回ることを防止するための、効率的かつ効果的なソフトウェア管理方法をご提案していきたいと考えます。

② 本書のソフトウェア管理の策定方針

ソフトウェアの【インストール総数】が【ライセンス総数】を上回ることを防止するためには、以下のことを盛り込むことが最低限必要となります。

- ① ソフトウェアの使用状況を把握する方法
- ② 不正なインストールを未然に防止する方法
- ③ 不正にインストールされたソフトウェアを事後的に発見・排除する方法

〈ソフトウェア管理に必要とされる方法〉



■ 本書ソフトウェア管理の全体像

①ソフトウェアの使用状況を把握する方法

[A] ソフトウェアの使用状況の把握
→インストール管理台帳の作成、更新

[B] ソフトウェアのライセンス保有数の把握
→ライセンス管理台帳の作成、更新
→ライセンス証明書、使用許諾書などの保管

②不正なインストールを未然に防止する方法

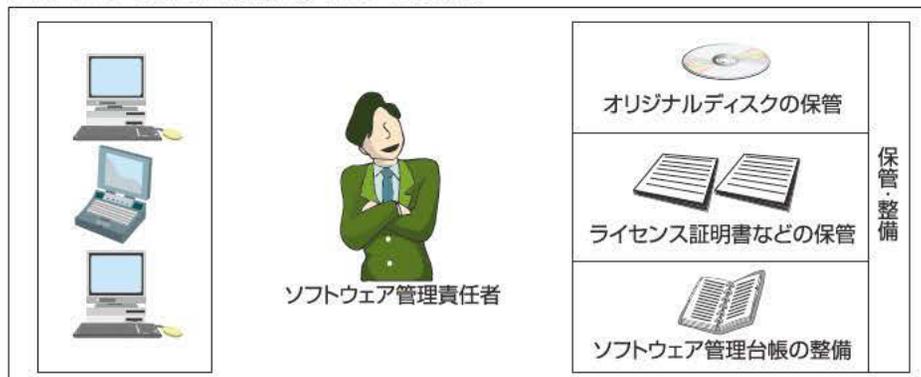
[A] 組織内に存在するCD等による
不当なインストールを防止
→ソフトウェア管理者による
CD等オリジナルディスクの保管

[B] 従業員が持ち込んだCD等による
不正なインストールを防止
→誓約書、内規などの作成

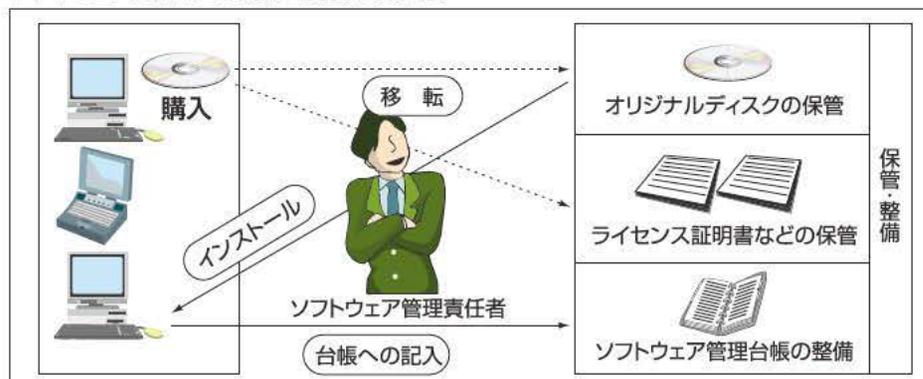
③不正にインストールされたソフトを事後的に発見・排除する方法

[A] ソフトウェア監査の実施 [B] 不正発見後の措置

ソフトウェア管理の全体像① (ディスクの保管等)



ソフトウェア管理の全体像② (台帳の更新等)



ソフトウェア管理の全体像③ (監査の実施等)

